

(一覽表 2)

不利益処分に係る処分基準

部局名：保健福祉部健康安全局国保医療課（電話011-231-4111（内線25-805））

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
1	国民健康保険法	第108条第1項	国民健康保険組合・国民健康保険団体連合会の是正改善命令	未設定イ	
2	国民健康保険法	第108条第2項	国民健康保険組合・国民健康保険団体連合会の役員の改任命令	未設定イ	
3	国民健康保険法	第108条第3項	国民健康保険組合・国民健康保険団体連合会の役員の改任措置	未設定イ	
4	国民健康保険法	第108条第4項	国民健康保険組合・国民健康保険団体連合会の解散命令	未設定イ	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合